

## 人名用漢字と国語施策との関係について(改)

- 1 当用漢字表 (昭和21・11・16 内閣告示・訓令)
  - (1) 「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したもの」として1,850字を掲げる。
  - (2) 「固有名詞については、法規上その他に関係するところが大きいので、別に考えることとした。」として人名・地名を対象外とした。(注)  
(注) 当用漢字表制定時に発表された当局談では、「固有名詞の漢字については、法規上からも国民感情の上からも、重大な問題でありますので、この表から切り離して、別に考えることにしました。しかしながら、これから新しくつける子女の名まえや、官庁・会社等の名称は、なるべくこの表によられることが望ましいのです。」とされている。
- 2 戸籍法第50条 (昭和22・12・22公布, 昭和23・1・1施行)
  - (1) 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。  
②常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。
- 3 戸籍法施行規則第60条 (昭和22・12・29 司法省令)
  - (1) 戸籍法第50条第2項の常用平易な文字は、左に掲げるものとする。
    - 1 昭和21年11月内閣告示第32号当用漢字表に掲げる漢字
    - 2 片かな又は平がな (変体がなを除く)
- 4 人名用漢字別表 (昭和26・5・25 内閣告示・訓令)
  - (1) 国語審議会「固有名詞部会」で検討され、国語審議会会長から、文部大臣及び法務総裁に建議されたもの。92字の漢字 (→別紙1及び資料4)を掲げる。
  - (2) 上記建議の前文 (昭和26・5・14 国語審議会)  
国語審議会は、漢字に関する根本政策に基づき、人名に用いる漢字について、次のことを建議する。  
子の名にはできるだけ常用平易な文字を用いることが理想である。その意味から子の名に用いる漢字は当用漢字によることが望ましい。しかしながら、子の名の文字には社会慣習や特殊事情もあるので、現在のところなお、当用漢字表以外に若干の漢字を用いるのはやむを得ないとする。  
国語審議会では、この見地から、従来人名に使われることの多かった漢字を資料として審議し、慎重に検討を加えた結果、別紙に掲げる程度の漢字は当用漢字表以外に人名に用いてもさしつかえないと認めた。  
この問題は国語政策に及ぼす影響がすこぶる大きいので、その点じゅうぶんに考慮し、善処されることを要望する。

## 5 人名用漢字追加表（昭和51・7・30 内閣告示・訓令）

- (1) 法務省内の「人名用漢字問題懇談会」で人名用漢字 28 字の追加を決めたが、従来の経緯を踏まえて、国語審議会の了承を得てから正式決定されたもの。（※『国語審議会答申・建議集』p 218～221）
- (2) 国語審議会会長から文化庁長官への回答（昭和 51・7・9）  
国語審議会は、現在、当用漢字表等の改善について、その性格を制限的なものとし、ないとの方針で検討中であるが、今回、人名用漢字について、当面の追加措置が講じられることは、これを了承する。  
（※上記の文書を付して、文化庁次長から法務省民事局長あてに回答。）

## 6 常用漢字表（昭和56・10・1 内閣告示・訓令）

- (1) 「この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」として当用漢字表に 95 字追加（→資料 4）し、1,945 字の漢字を掲げる。
- (2) 「この表は、固有名詞を対象とするものではない。」として、地名・人名は対象外とした。
- (3) 国語審議会答申「常用漢字表」前文「人名用の漢字」（昭和 56・3・23）  
固有名詞に用いる漢字のうち、子の名に用いる漢字については、当用漢字表に関連するところもあり、広く国語の問題にかかわるものとして従来国語審議会も関与してきたが、この問題は、戸籍法等の民事行政との結び付きが強いものであるから、今後は、人名用漢字別表の処置などを含めてその扱いを法務省にゆだねることとする。その際、常用漢字表の趣旨が十分参考にされることが望ましい。

## 7 その後の人名用漢字の追加（→資料 4 及び別紙 2）

- (1) 昭和 56 年 10 月 1 日 54 字の追加
- (2) 平成 2 年 1 月 16 日 118 字の追加
- (3) 平成 9 年 12 月 3 日 1 字（琉）追加
- (4) 平成 16 年 2 月 23 日 1 字（曾）追加
- (5) 平成 16 年 6 月 7 日 1 字（獅）追加
- (6) 平成 16 年 7 月 12 日 3 字（瀧、駕、毘）追加
- (7) 平成 16 年 9 月 27 日 488 字追加 + 205 字追加※

※ 205 字のうち、195 字は常用漢字の旧字体（廳(庁)、顯(顕)など)、10 字は人名用漢字の旧字体（彌(弥)、祿(禄)など)である。

したがって、現在の人名用漢字の総数は、  
290 字 + 488 字 + 205 字の計 983 字となる。